

平成26年度 第6回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成26年10月29日（水）
午後6時～

場所 函館市総合保健センター
2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 18人

池田委員，小田島委員，小野田委員，風間委員，数又委員，亀井委員，
木村委員，岸田委員，佐藤委員，高田委員，田中委員，玉利委員，中村委員，
原子委員，村上委員，三浦委員，山田委員，山本委員
(欠席：相澤委員，山形委員)

(2) 事務局 11人

岡崎子ども未来部長，柴田子ども未来部参事，宿村子ども企画課長，
畠山子育て支援課長，横川次世代育成課長，加藤母子保健課長，
富樫子ども企画課主査，堀田子ども企画課主査，水野子ども企画課主査，
田中次世代育成課主査，關子ども企画課主事

(3) 傍聴者 5人

2 配付資料

- (1) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)
- (2) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の修正箇所 新旧対照表
- (3) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の特徴等について
- (4) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)登載事業一覧
- (5) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)への意見・質問に対する考え方等について
- (6) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」
- (7) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」の修正箇所 新旧対照表
- (8) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」への意見等に対する考え方等について
- (9) 計画策定の進め方について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】 開会宣言
部長あいさつ
配布資料の確認
会議進行を会長に依頼

2 協議事項

- (1) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の取りまとめについて

【会長】 本日は，最終段階であります。たたき台の取りまとめということで，1時間半程度での終了を考えておりますので，ご協力のほど，よろしくお願いたします。それでは，次第に従いまして，会議を進めます。(1)

(仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の取りまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 「資料1(仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)～資料8(仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」への意見等に対する考え方等について」に基づき説明。

【会長】 たたき台の取りまとめについて、事務局からの説明がありました。ご不明な点がございませぬか。

【高田委員】 すいません。前回の会議で保育料のあたりの事で、幼稚園もあり、それから保育園も保育料の軽減というのはあるんだけど、学童は無いんですよということでお話させて頂いたんですが、これを見ると標準モデルのところが終わらないと、「次は出てこないよ」というふうに理解していいんでしょうか。

【事務局】 学童につきましては、標準モデルということを経画の中に位置づけて書いておりますけれども、標準モデルの策定が国の方の予算編成時に、どのような形で今の基準に従った支援が出てくるのか、そういったものが、まだ未確定なところもあるものですから、今の現段階での素案の中にそれ以上のものが盛り込める状態ではないですけれども、しかしながらこの間、市に対しては陳情をはじめ、さまざまな要望が寄せられておりますので、学童保育の保育料につきましても、軽減の検討ということは考えていく必要があるというふうに思っております。

3 その他

【会長】 その他に入って良いですか。何かありますか。

【事務局】 事務局からは、特にございませぬ。

【会長】 それでは、事務局の方からも何もないということですので、これで終わってよろしいですか。

【三浦委員】 今配って頂いた資料があるんですけども、これの扱いはどうなさるおつもりでしょうか。要するに、発言をして良いのか、また別な機会に発言をした方が良いのか、そこのタイミングと、私もこれを出したのは、どこの時点で発言をするかということがね、この会議の終わりの方になりながらも、なるのかな、思ったもんですから、それをご指摘頂ければ、ちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。今日でない方が良くとかね。それは私は分からないので、その辺は議長にお任せします。

【会長】 構わないということだ。

【三浦委員】 ちょっと時間を頂いて、急遽、これは昨日提出をさせて頂いた、もうタイムリミットが過ぎておりましたけれども、そろそろこの会議が結論にもって行く時期かなとそう思っずときたわけですけれども、その時に、この会議の結果としましてね。出来上がった計画の素案が、さあ一と見てみた場合に、自分として果たして市民の皆様方を前にしてですね、これ今までの子ども・子育て支援施策が、「こんな風に変わるんですよ」というようなふうにはっきり言えるような、そんな委員のみなさ

ま方共通に認識をして終わるのが良いかなと私は思っているんですよ。そんな意味でここに提出した意見書というのは、あくまでも私の現時点でのもった考え方ですから、それぞれ委員のみなさま方も違いがあろうかなとも思いますので、そんなようで私も考えながらお話をして参りたいと。ただ、私は、この子ども・子育て会議というものがもたれてきて、そして計画が出来上がった以上は、これまでであった次世代育成支援後期行動計画とどう変わるのか、それは市民のみなさん、特に子どもをこれから産み育てる若い人がたから見て、函館のハードソフト両面環境が、どう変わろうとしているのか、どう良くなるのかということを見えるような形に出来れば良いと思うんですね。先ほど事務局からも説明ありましたように、たくさんのメニューが網羅されてまして、私は見るたびに頭が混乱するんです。もっと大きくいくつかキャッチフレーズで、今度の見直した結果の計画の柱というか、「こういうことです！」という、なんか大きな集約が出来ればなお良いと思いますけれども、そんなことを睨みながらまとめましたのが、一応話をさせていただきますけれども、まず、計画全体を見渡した時に、サービスの内容、施策のメニュー、仕組み、全体を網羅した場合見た結果、こんな2つの視点で一定の考えをもちたいなあ、1つは、子ども・子育て支援法の法の目的、それから現実論、函館市民のニーズに一段と答える内容になっているのかということですね。悪い意味ではなくてね。率直にそのまま。少なくとも函館市民に対して、特にこれから子どもを産み育てていく人がたの立場から見た時に、函館のそういう環境が良い方に向かうんだという、我々委員とすれば自信をもって市民に相対したいし、市としてもそう望んでおられると思いますので、その考え方で、第1点はここに繰り返しになりますけれども、市民1人1人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与できる計画になっているであろうかどうか、それが第1点、それから前の次世代育成支援計画からずっと基本精神として言ってきていますが、安心して子どもを産み育てられるまちづくりの実現に一段と近づいたと言えるかどうかということでございます。これが第1点。それから大きく2点目は、この計画をつくる際に基本の流れとして指針でも言われていますけれども、次世代育成支援後期行動計画の評価・検証というものははっきりと踏まえてその上で市民のニーズ、今後の動向をさらに踏まえた形で、今度の出来る計画は出来上がるべきであろうと、その視点からいきますと少なくとも函館市の子どもの今の現状は、お年寄り30%超えましたし、子どもは10%を切る方向に動いている。そういう極めて深刻な状態にあるであろうと。とするならば今後のこの子ども・子育て支援の計画のあり方とすれば、やはり若い人がたに夢を与える。子どもに健やかに育つような、そういう環境整備ということをも市民に代わって我々委員の立場からすれば、計画は十分そういうことを網羅していますよと言える計画全体の精神が、また、くみ取れるような形にぜひしたいものだ、そう思っているわけです。それから中身に入りまして2番目は各個別内容ですけども、これはすでに先ほど事務局からも説明がありまして一定の理解をいたしました。教育・保育提供区域設定についての考え方、これも従来の市の行政区画と言いますか計画上のそれをそのまま踏襲してこの計画に当てはめようという、そういう面が見られましたけれども、あり方とすればやはり子どもの視点、子どもを育てる人がたの視点に立って、利用しやすい位置にサービス提供の場がある。

利用できる場がある。そういうような形ですね。サービスを利用する保護者や子どもの立場、子ども、親の視点から、この区域設定市内6か所というのは適正妥当なものと言えるかどうか、これで妥当だと言えるようにしたいなあとそう思っているんですが、先ほどだいたい事務局からも説明ありましたから、胸を張って言えるような形にしていきたい。それから次は第6章地域における子育て支援、子どもの教育・保育のしくみが新しい制度に変わりますけれども、果たしてこの教育・保育のメニューが利用方法だとかしくみが安心して子どもを産み育てられる環境の実現に一步も二歩も近づいたのかどうか、若い人たちに感じてもらえるような形になっているかどうか、これを最終結論を出す前に改めて精査をする必要があると、そんなふうに思います。それから第6章は、これは前から私が申し上げていますが、仕事と生活の調和の実現、ワーク・ライフ・バランスの実行であります。国・道との緊密な連携はもとより、これは大事でありますけれども、少子化の進行、先ほど言いましたように、函館市は極めて深刻な状態にあります。そういう意味では業界、労働界、住民、すべての力を併せて、このワーク・ライフ・バランスへの実行・実現が望まれるわけです。そういう意味でもっと具体的に、この原案の中身はまだ国とか道との連携をとということがまず先に出てくるんですね。私が望むのは、函館市の子どもはそうではないのではないか、遥かにそれを越える厳しい状況にある。それならば函館市としては、当然他の都市と比べものにならないという子育ての施策というのが具体的に謳われてしかるべきではないのかな、これは先に配られています指針の考え方の中にもあるわけですね。そういう意味で具体的に函館市では企業の協力というのが欠かせないわけですが、企業の人々がたがそういう気持ちにならなければダメだ。そういう意味で具体的にワーク・ライフ・バランスに協力して下さった企業については表彰するなり、あるいはそういうことを進めるように資金的、ある程度資金でもって手当てをすとか、そういう一歩進んだ行動があつてしかるべきであろうと、あくまでも国・道に従うというのでは函館市の人口状態、子どもの動向はそういう実態ではない。それを遥かに越えて深刻なものがあるかと私はそう思います。そういう意味でぜひ地方自治の視点からも思い切った市独自の施策を網羅していただきたい。それから最後、障がい児施策の充実であります。ご承知のとおり去年国会で承認され、子どもの権利条約と同じように批准をされたわけです。1月に批准発効されているわけです。そういう意味では障がいを持った子どもの最善の利益、障がい者の権利条約でいきますと第7条、子どもの権利条約なら第3条だと思いますが、その最善の利益の保障という意味においては、同じ保育園を利用するにしても、障がいを持った子どもさんも平等に、障がいの無い子どもさんと同じように利用できる。そういう社会でなければならぬであろうと、憲法の次に継ぐ重要な法規的効力をもつものでもありますから、この際ぜひそういう意味で、これが指針の中にも言われておりますのは、例えば障がいをもった子どもさんが保育園を利用したい。普通の子どもさんと同じに利用できるようにして欲しいという場合には、やはり子どもの権利といいますが、最善の利益の保障という意味では、同じに扱うそういう社会でなければいけないと私は思うんですね。そういう意味でハードソフト両面での改善が必要な保育園がたくさん出ると、人の面では、そういう仕事に携わる保育士の方々のスキルアップ

ブというか、そういう教育も必要になってくる。そうすると、その辺については、保育園経営の人だけの力では出来ないということもありましょうし、そうなりますとやはりこの函館市特有の状況ですから、行政としてある程度そういう保育士のスキルアップのための経費を持つとかです。そのような具体的な何らかの実現に向けての動きが、この子どもの権利条約発効だからという意味ではないんですけれども、障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ扱いを受けるようなそういう社会であって、子どもを産み育てる人がたはやはり希望をもって子どもを育てることが出来るのではないのかなと思ったんですね。極めて数が限られていますけれども、原案いただいた分厚いやつを見てですね。素朴に私は個人として、「こうあるべきだ。」要するにみなさま方具体的に意見を出していただいたのとちょっと私今違いまして、全体的にこの会議が終わるに当たって、果たして市民に相對した時に、我々は胸を張ってちゃんと中身を見たか、そう言えるような形にしたい。それにはこの会議が終わった時に共通して、この計画の原案というのは、前の計画とこういう点が違うよということをやちゃんと文字にしてみんなに分かるように見解の相違がないようにしていく必要があるであろうと、そんな意味でこの意見書というのを提出させていただいたわけです。そんなので趣旨を申し上げました。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。函館市の次世代の後期行動計画ですか。あれに基づいて更にスキルアップさせて、今これが出来てきているわけですから、前に比べたら、先ほど事務局も言ったように、かなりの数が増えてきているので、そういった意味では前に比べたら確かにこれは進歩しているということは言えるのではないかと思います。

【三浦委員】

議長、私が言っているのは同じですよ。そういう気持ちですよ。だけどきちんと文言なり数字なりで、先に出た資料、事務局からの説明からも数字も比較も分かるの、市民から見たらどうなのかということをおはね。我々相對するのは今度は市民なり議会なりいろいろあると思うんですね。そういうことの場合を想定しながらきちんと最後の整理をすべきであろうということだけ申し上げているんです。以上です。

【会長】

はい、資料の3とかを見て、みなさんも新しくこういったところに力を入れていくんだということがお分かりできたと、理解できたと思うんですけれども、何か事務局の方から言うことありますか。

【岡崎部長】

大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。市民が目で見える形でこの拡充してきている状況をというようなそういうご意見だったかと思えますけれども、まず1つは、現在の後期行動計画を踏まえながら、その着実な推進というところを1つ、その不変性ということを特徴としても捕まえております。これもまた1つ大事な視点であると私どもは考えております。その上にたって、先ほども説明いたしましたけれども、現行の後期行動計画に比べまして、新規事業として22の増ということもございます。それらについてはこの計画の中にさまざまな形で数値目標も入れているわけでございます。ただ、これだけであつた計画を市民にどんと見せてもなかなか分かりづらいたらうということは確かに言えるかと思えますので、例えば概要版をつくるとか、分かりやすいPRをするとか、そういった形で私どもも工夫をしていかなければ

ればならないと思っております。それから後期行動計画の評価・検証の上にはたっているかということですが、これは26年度までは今時期的には網羅はされていませんけれども、25年度時点での評価・検証は一旦いたしまして、それを踏まえた中でこの新しい計画を着手しているところでございます。それから個別のご意見でございますけれども、教育・保育提供区域につきましては、先ほど事務局の方からお話をしたところでございますけれども、あと若い人たちに感じてもらえるような形となっているのかと、これは新制度、特に新しい制度が教育・保育という面では出て参りますので、これから11月に入って支給認定ですとか、直接その利用者の方が携わって関係してくるような事態に入って参りますので周知の中で分かりやすさに努めていきたいと思っております。それから仕事と生活の調和の実現ですけれども、先ほどの説明もありましたけれどもフォーラムですね。関係する講演会だけじゃなくて、親子のふれあいですとかさまざまな形での広がり視野に入れたそういった取り組みもしていきたいと思っております。実施企業の表彰・顕彰などこういった取り組みも参考にさせていただきたいと思っております。それから障がい者の権利に関する条約でございますけれども、こちらの方は確かに大事な視点であると思っております。ただこれにつきましては、障がいのある児童ということで、この条約の中にも触れてございます。そしてさらにそこをひも解いていきますと、児童の最善の利益が確保できるように配慮をするという言い方になっておりまして、その根拠おおもとなりましますのは、子どもの権利条約というふうになっております。そういったことが解説あるいは本文の中で書かれているわけでございます。従いまして私どもといたしましては、直接的にこの障がい者の権利に関する条約ということは書いておりませんが、新しい計画の基本理念の中で子どもの権利に関する条約という部分も入れておりますので、この中に障がい児の権利、最善の利益というものが表現されているというふうに捉えておりますので、三浦委員のおっしゃる部分については、今の計画の中でも十分趣旨を飲みこんで、根本のところを踏まえていると申し上げることができると思っております。以上でございます。

4 閉会

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは今、事務局の方からまとめのようなお話がありましたので、以上をもちまして本日の会議をこれで終了したいと思います。子ども・子育て会議の支援事業計画の策定に向けて終了にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。来年、この子ども・子育て支援事業計画が始まっていくわけですが、これは昨年の7月の23日から始まりまして、本日で通算ですけれども9回目になりました。委員のみなさんには本当にご多用中にもかかわらずご出席いただきまして、また毎回活発なご議論いただいて大変有意義で実ある会議だったとそういうふうに思っております。本当に厚くお礼を申し上げます。先ほど資料の9で事務局の方からご説明もありましたように、今後市議会へ報告、それからパブリックコメントを経て、来年の2月に計画が策定される予定になっております。今後とも我々それぞれの団体の代表ということもありますので、その立場に立って、函館の子ども・子育ての家庭のためにご尽力くださるよう切にお願い申し上げます。どうもみな

さんどうもありがとうございました。あと事務局から何かありますか

【岡崎部長】

私の方から一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。みなさま方におかれましては、長い期間に渡りましてご協議をいただきまして誠にありがとうございました。顧みますと昨年の7月第1回目の会議を開催して以来、通算いたしますと9回の会議開催でございました。大変活発なご意見をいただいたというふうに思っております。子ども・子育て支援制度、今回の計画特にこれが一つの柱になるわけですが、教育・保育の一体的な提供、そして保育の量と質の確保、地域子育て支援の充実を柱として、国が制度の転換をねらったものでございます。都市部の待機児童解消がきっかけとなった制度ではございますけれども、函館の保育を必要とするお子さんが、質の確保された環境の中で健やかに成長できるよう市といたしましても万全を尽くして参りたいと思っております。また、施設型給付の支給を通じて幼稚園や認定こども園ともこれまで以上に近い関係になりますので、幼児教育の提供に関しても連携を図って参りたいと考えております。かつ、また学童保育の環境整備、地域子ども・子育て支援事業につきましても、ニーズに対応した提供体制を確保して参りたいと思っております。今後は今年度中の計画決定を目指して取り組んでいくこととなりますけれども、計画のスタート、計画の策定は物事のスタートにすぎないと思います。現状に則して見直しと検証をおこないながら推進をして参りたいというふうに考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。重ねまして感謝申し上げますご挨拶といたします。ありがとうございました。

【会長】

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間にわたって本当にありがとうございました。お疲れ様でした。